

会計基準注解

(注1) 重要性の原則の適用について

社会福祉法人の会計は、定められた会計処理の原則に従って正確な計算を行うべきものであるが、会計が目的とするところは、社会福祉法人の財務内容を明らかにし、社会福祉法人の状況に関して、施設の利用者、その家族、債権者及びその他取引業者等の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるので、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、複式簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、計算書類の表示に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、工具器具備品等のうち、重要性の乏しいもの、あるいは短期間に消費するものについては、その購入時に支出として処理する方法を採用することができる。
- (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。

(注2) 計算書類の作成について

授産施設以外の施設を経営する事業や公益事業及び収益事業に関する会計は、独立した会計単位としなければならないが、財産目録については、各会計単位ごとに作成することに代えて法人全体のものを作成することができる。

(注3) 支払資金について

資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金等の流動資産（たな卸資産を除く。）並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債（引当金を除く。）をいう。支払資金の残高は、これらの流動資産が流動負債を超える額をいう。また、流動資産の額は、徴収不能引当金を控除する前の金額とする。

なお、有価証券（流動資産の有価証券に限る。）の売却損益及び評価損、その他の流動資産の評価減等のように、支払資金自体の変動によって生じた資金の増減額は、「財務活動による支出」の「流動資産評価減等による資金減少額等」として計上するものとする。

(注4) 共通収入支出の配分について

資金収支計算及び事業活動収支計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費等、複数の会計単位又は経理区分又は収支区分間に共通する収入及び支出については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、収入及び支出の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば入数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用する。

一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

(注5) 実現主義の原則の適用について

資産の売却及び役務の提供にかかる事業活動収支計算の収入は、その対価が確定した会計年度に収入を計上する。したがって、対価が確定する前における市価の上昇等による価値の増加があっても、これを収入に計上することはできない。ただし、長期契約に基づく収入については、これを合理的に見積り、契約期間における各会計年度の収入として計上することができる。

なお、事業の性格上、対価が確定した後においても回収が確実に予測できない収入については、現金又は預貯金の入金時に計上することができる。

(注6) たな卸資産の評価方法について

貸借対照表に計上される資産は、取得価額で評価することを原則としているが、商品、製品等のたな卸資産は、頻繁に受入れや払出しが行われているものが多く、個別に取得価額を特定することが困難な場合が多い。

したがって、以下に示すような方法を適用して算定した価額をもって貸借対照表価額とする。

個別原価法

個々のたな卸資産が個別に管理されている場合に適用される方法で、会計年度末に保有する個々のたな卸資産ごとに記録された取得価額をもって貸借対照表価額とする方法

総平均原価法

前会計年度末に保有していたたな卸資産と当該会計年度に取得したたな卸資産の取得価額の総平均単価によって会計年度末に保有するたな卸資産を評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

最終仕入原価法

会計年度末に保有するたな卸資産を会計年度末に最も近い日に取得したたな卸資産の取得単価によって評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

最終仕入原価法によって評価される場合には、会計年度末におけるすべてのたな卸資産が取得価額に基づいて評価されることにはならないが、購入単価に大きな変動がないと見込まれる等の理由によって、上記に例示された他の合理的な方法によって評価された額と比較してその差額が僅少であると見込まれる場合にはこの方法を採用することが認められる。

(注7) 有価証券の評価について

貸借対照表に計上される有価証券は、他の資産と同様に取得価額で評価することを原則としており、同一銘柄の有価証券は、同一単価で評価する。

同一銘柄の有価証券が必ずしも同じ時期に同じ価額で購入されるとは限らない。したがって、有価証券についても以下に示すような方法を適用して取得価額を配分計算し、それをもって貸借対照表価額とする。

総平均原価法 前会計年度末に保有していた有価証券と当該会計年度に取得した有価証券の取得価額の総平均単価によって会計年度末に保有する有価証券を評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

移動平均原価法 有価証券を取得した都度、それまで保有していた有価証券と新たに取得した有価証券の取得価額の平均単価で評価する方法によって会計年度末に保有する有価証券を評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

(注8) 減価償却費の計算方法について

減価償却費の計算は、個々の固定資産ごとに次の算式で計算し、減価償却後の帳簿価額の残高が残存価額に達するまで減価償却費を計上する。減価償却費の対象となる資産には、建物等の有形固定資産に限らず、ソフトウェア購入費用等の無形固定資産も含まれる。

$$\text{当該会計年度の減価償却費} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) / \text{耐用年数} \\ \times \text{使用した当該会計年度の月数} / 12 \text{か月}$$

上記の算式において、耐用年数と残存価額は、年数及び価額をあらかじめ合理的に見積もって行うことになるが、個々の社会福祉法人がそれを行うことは困難な場合が多いので、税法に定められた「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）又はその他一般に公表され、妥当と認められたものに基づいて行うことが望ましい。

(注9) 徴収不能額の引当てについて

受取手形、売掛金等の金銭債権のうち徵収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、徵収不能引当金を計上しなければならない。

合理的に徵収不能額を見積もる方法として、例えば金銭債権を、

- (1) 徵収不能の可能性がきわめて高い債権
- (2) 徵収不能のおそれのある債権
- (3) 健全な債権

に分類し、(1)については、回収が確実に見込まれる額を控除した額を徵収不能見込額とし、(2)及び(3)については、過去において発生した同分類の債権金額に対する徵収不能額の平均発生率に基づいて算定した額を徵収不能見込額とする方法が考えられる。

(注10) 退職債務の引当てについて

将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を見積もる場合には、原則として、個々の職員について、将来支給する退職金のうち社会福祉法人が負担することとなる額を見積もり、その額を現在価値に割り引いて当該会計年度に負担すべき額を計算する。

しかし、この計算方法を採用することが困難な場合においては、当該会計年度末に在籍する全職員が退職するとみなした場合の退職金要支給額のうち社会福祉法人が負担することとなる額を貸借対照表の負債の部に退職給与引当金として計上し、前会計年度末の退職給与引当金の額（当該会計年度において、退職給与引当金の戻入れが行われた場合にはその戻入れ額を控除した額）との差額を退職給与引当金繰入額として、当該会計年度の事業活動収支計算書の福祉事業活動支出又は授産事業活動支出に計上することが認められる。

(注11) その他の引当てについて

会計基準第29条に規定する引当金とは、将来において事業活動収支計算の支出に計上されるもので、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるものをいう。

これに該当する引当金としては、例えば、職員に対する賞与引当金、定期的に行われる点検、修理に対する修繕引当金等があげられる。

(注12) 基本金への組入れ及び国庫補助金等特別積立金への積立てについて

会計基準第31条に規定する基本金への組入れは、同条第1号から第3号までに規定する寄附金を事業活動収支計算書の特別収入に計上した後、その収入に相当する額を基本金組入額として特別支出に計上して行う。

また、会計基準第33条に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同条に規定する国庫補助金等の収入額を事業活動収支計算書の特別収入に計上した後、その収入に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別支出に計上して行う。

(注13) 国庫補助金等特別積立金の取崩額について

国庫補助金等特別積立金は、基本財産又は特定の固定資産を取得すべきものとして国又は地方公共団体から拠出された国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減することを通して、社会福祉法人が経営する施設等の利用者の負担を軽減することにある。したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度において、固定資産の減価償却費のうち当該国庫補助金等によって取得された部分に相当する額を取り崩し、事業活動収支計算書の事業活動収入に計上しなければならない。また、国庫補助金等の対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄又は売却された場合においては、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の取崩額を、事業活動収支計算書の特別収入に計上する。

(注14) その他の積立金について

会計基準第35条に規定するその他の積立金とは、例えば、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等があげられる。

(注15) 流動資産及び固定資産の区分並びに流動負債及び固定負債の区分について

受取手形、売掛金、未収金、前払金、支払手形、買掛金、未払金、前受金等の社会福祉事業に係る経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。

貸付金、借入金等の社会福祉事業に係る経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、その契約期間（貸付期間、借入期間等をいう。）が1年以内のものは流動資産又は流動負債に属するものとし、1年を超えるものは固定資産又は固定負債に属するものとする。

現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で1年を超えて保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。

商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとする。

(注16) 重要な会計方針の開示について

重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいう。

会計方針の例としては、次のようなものがある。

- (1) 有価証券の評価方法
- (2) たな卸資産の評価方法
- (3) 引当金の計上基準
- (4) 収入及び支出の計上基準

代替的な複数の会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

(注17) 重要な後発事象について

後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、計算書類作成日までに発生したものは計算書類に注記する必要がある。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- (1) 火災、出水等による重大な損害の発生
- (2) 施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受
- (3) 重要な係争事件の発生又は解決

(4) 重要な徴収不能額の発生

なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積もりを修正する必要が生じた場合には、当該会計年度の計算書類に反映させなければならない。

(注18) その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項について

会計基準第43条第1項第7号の「その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項」とは、計算書類に記載すべきものとして会計基準に定められたもののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。

このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。

- (1) 状況の変化に伴う引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項
- (2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生に伴い新たに採用した会計処理に関する事項
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項